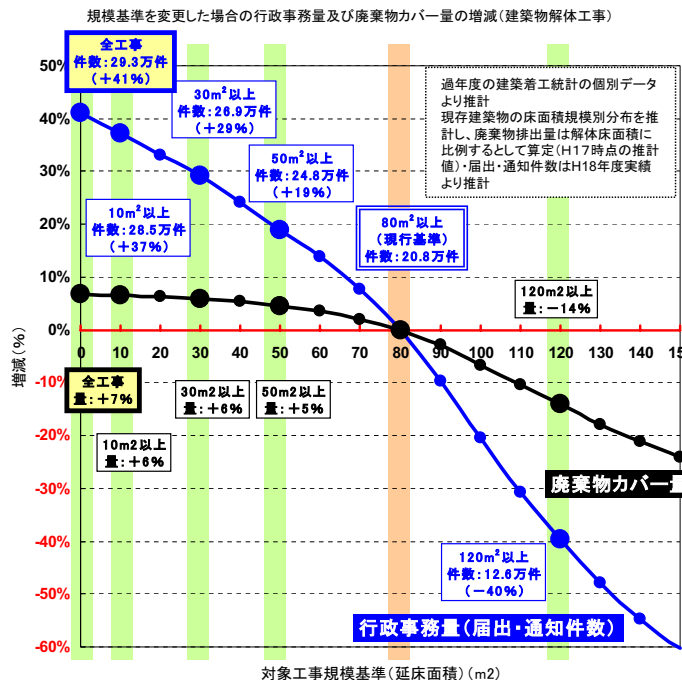


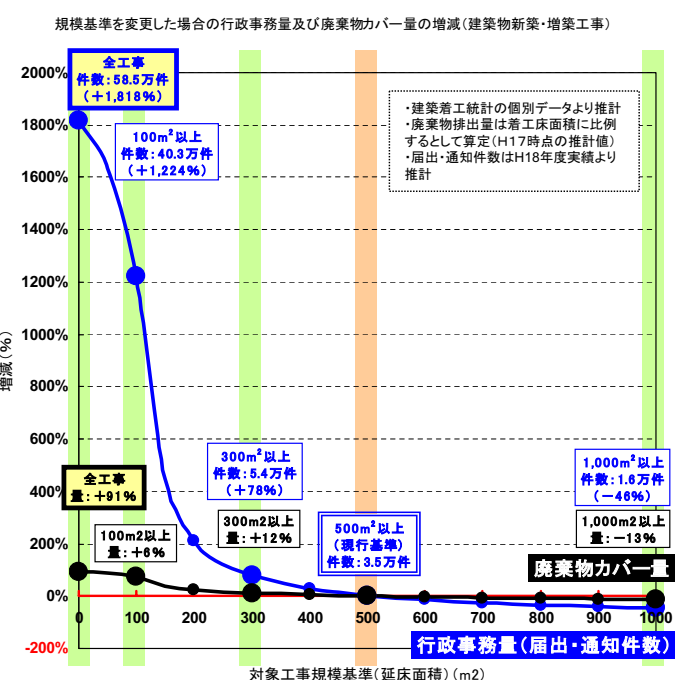
規模基準を変更した場合の行政事務量について

■規模基準を引き下げた場合、行政への届出件数が大幅に増加する一方で、廃棄物のカバー量は微増にとどまる。

(1) 建築物解体工事



(2) 建築物新築・増築工事



建築物等の解体工事等に必要な許可・登録について

建設工事

建設業法による許可

【許可業種】28業種

- ・土木工事業 ・建築工事業
- ・大工工事業 ・左官工事業
- ・屋根工事業 ・電気工事業 等

【許可要件】

- ①経営業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること
- ②各営業所に技術者を専任で配置していること
- ③請負契約に関して不正行為等をするおそれが明らかな者でないこと
- ④請負契約履行に足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤過去において一定の法令(他法令含む)に違反した者等でないこと

※許可業者が上記許可基準を満たさなくなった等した場合、許可取消又は1年以内の営業停止命令又は指示

【有効期間】5年

【罰則】最高：懲役3年・1億円

※一般的な建設工事においては500万円未満の工事を行うために**建設業許可は不要**

(うち、建築物等の解体工事)

建設業法による許可

【許可業種】以下3業種のいずれか

- ・土木工事業 **業者数：約32万業者**
- ・建築工事業 (いずれかの業種を取得している業者、H19.3現在)
- ・とび・土工工事業

建設リサイクル法による登録

業者数：約7,800業者 (H19.3現在)

【登録要件】

- 以下のいずれにも該当しないこと
- ①申請書等の虚偽記載、重要事実の記載欠落
 - ②解体工事業者としての適正を期待し得ない場合(登録取消処分から2年以内、事業停止期間中、建設リサイクル法違反による罰金以上の刑の執行を終えて2年以内 等)
 - ③申請者が技術管理者を選任していない場合

【有効期限】5年

【罰則】最高：懲役1年・50万円

建設廃棄物の運搬・処理

廃棄物処理法による許可

【許可の種類(産業廃棄物)】

- ・収集運搬業 ・処分業
- ※処分業で施設設置する場合は別途設置許可が必要

【許可要件】

- ①事業を適確かつ継続して行うに足る知識及び技能並びに経理的基礎を有すること
- ②欠格要件に該当しないこと。
(欠格要件の一例)
・禁固以上の刑の執行から5年を経過しない者
・廃掃法、浄化槽法等に基づく処分や暴力行為等による罰金刑の執行から5年を経過しない者
・廃掃法、浄化槽法の許可取消から5年を経過しない者
・業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの
・暴力団員、または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
・暴力団員等がその事業活動を支配するもの

【有効期限】5年

【罰則】最高：懲役5年・1億円

500万円以上

500万円未満

事前届出及び通知の内容

- 民間工事における届出については、建設リサイクル法で届出内容及び様式が定められている。
- 公的機関による通知については、法による内容及び様式の規定はない。

<届出と通知の内容比較>

	提出時期	発注者情報	工事の概要	元請負業者情報	分別解体等の計画	その他
届出	工事着手の7日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 氏名(法人名) ◎ 住所 ◎ 連絡先 ◎ 説明を受けた年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工事の名称 ◎ 工事の場所 ◎ 工事の種類 ◎ 工事の規模 ◎ 請負・自主施工の別 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 氏名(法人名) ◎ 住所 ◎ 連絡先 ◎ 許可(登録)番号 ◎ 技術者の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築物等の構造 ◎ 使用する特定建設資材の種類 ◎ 建築物に関する調査結果 ◎ 工事着手前に実施する措置内容 ◎ 工事着手時期 ◎ 工程ごとの作業内容等 ◎ 工事の工程順序 ◎ 建設資材廃棄物の発生量 ◎ 特定建設資材廃棄物の発生量等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工程表 ◎ 設計図又は写真 ◎ 受付番号
通知	工事着手前	[氏名(法人名)] [連絡先]	[工事の名称] [工事の場所] [工事の種類] [工事の規模] [工期]	[氏名(法人名)] [住所] [連絡先]	[工事着手時期]	[受付番号]

※ ◎: 法令で定められている項目(届出様式に記載する項目)

※ []: 「建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)」の参考様式で記入する項目

建設汚泥のリサイクルにおける現状・課題

- 建設汚泥の再資源化率は48%、再資源化等率は75% (平成17年度)
- 現状では再資源化後の需要先の確保が困難であり、建設発生土等と競合しない用途の拡大が必要。
- 再資源化施設は全国に分布しているが、やや地域的に偏在している。

現状・課題

再資源化後の需要先の確保が困難

建設汚泥の再生品は建設発生土等と競合する上、コストが高い

再生利用を行うに当たっての方策が煩雑・不明確

再生利用の意識が低い関係者が多い

再生品の統一的な品質基準がない

再生利用を促進する制度が十分には定まっていない

対応策

建設汚泥を「リサイクル原則化ルール」に位置付け

発注者(排出側)の取組責任の強化

再生利用の手續の明確化

品質基準の明確化

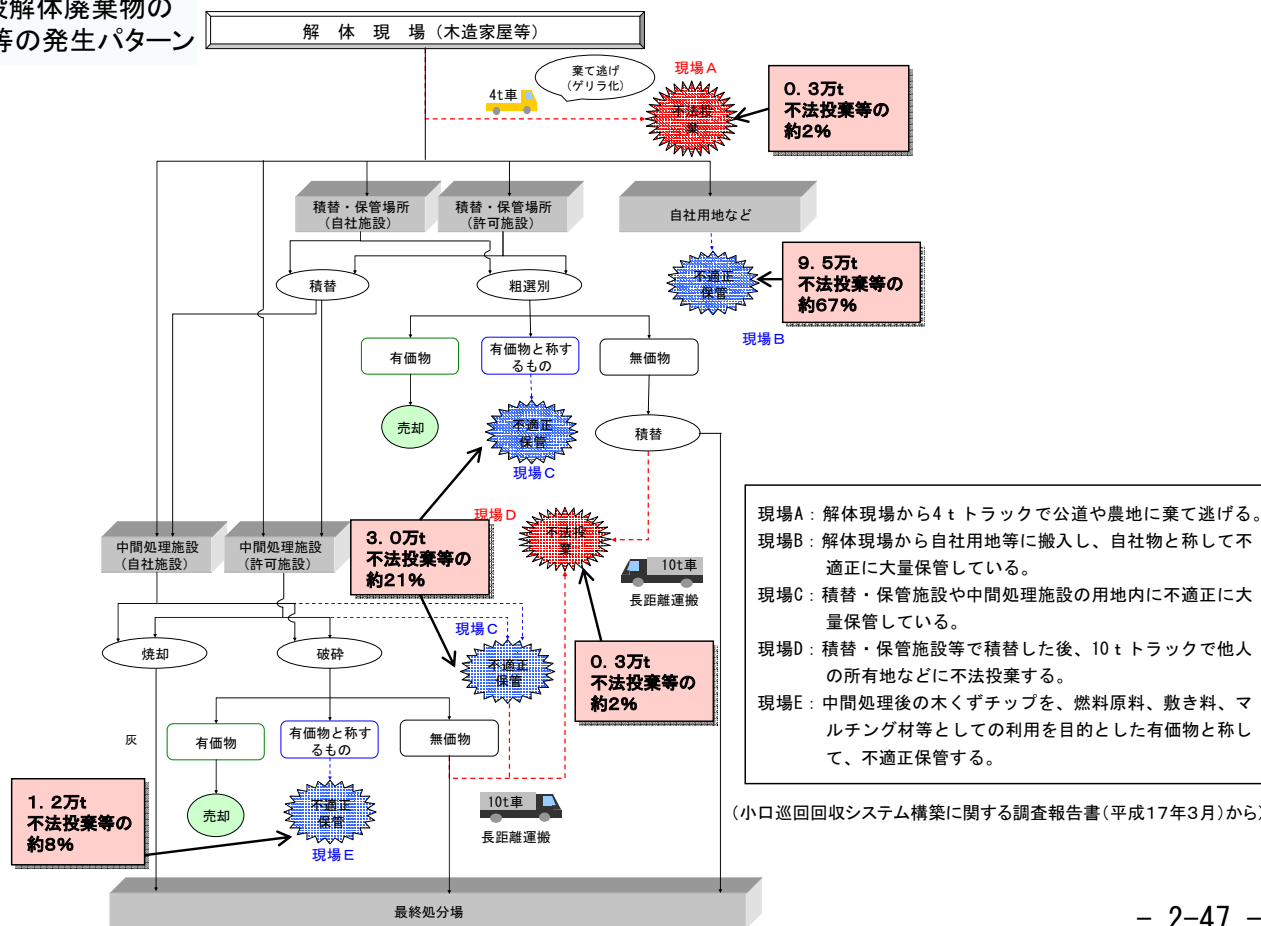
「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定

■建設汚泥の再資源化施設整備状況(H17、施設から直線50km圏内)

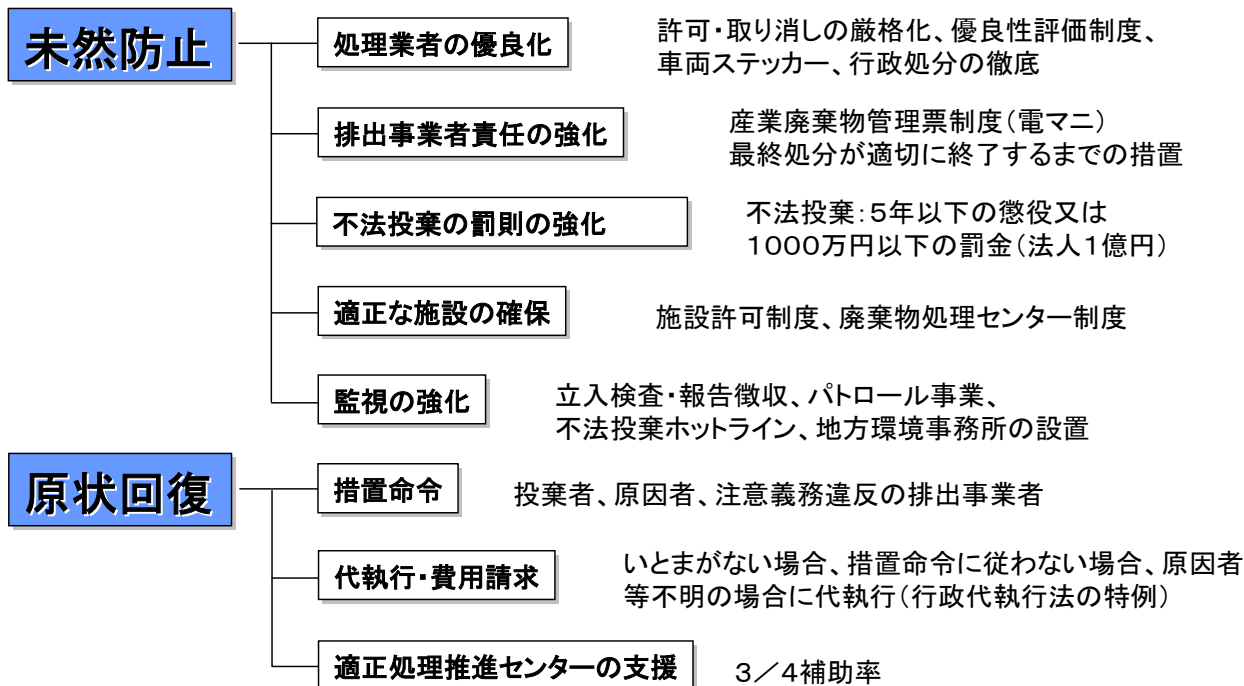


建設系不法投棄の発生パターン

木造建設解体廃棄物の不法投棄等の発生パターン



不法投棄対策の体系



※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

現場標識の掲示

- 解体工事業者は営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。
- 掲示事項及び標識の様式は建設リサイクル法で定められている。

掲示事項

(建設リサイクル法に基づく登録業者の場合)

- ・商号、名称又は氏名
- ・登録番号
- ・法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- ・登録年月日
- ・技術管理者の氏名

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

40cm以上

35cm以上

(参考) ※建設業法の許可を有する業者は、建設業法の規定により、許可票の掲示が必要である。

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理主任	技術者の氏名 専任の有無
	資格名 資格取得年月日
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	年 月 日

状況把握の強化について

◎届出・通知者への届出・通知済みシールの交付

- 建設リサイクル法第10条に基づく届出(公共工事の場合は第11条に基づく通知)済みであることを確認し、無届出施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出(通知)済シール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。

■都道府県等における届出・通知済みシールの実施状況(H18.7.10現在)

実施状況	都道府県数
実施済み	23
一部で実施	7
未実施	17

■届出(通知)済シール様式(例:東京都)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について

- 一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。
- 一部地域では、分別解体等に係る事務は市区町村、再資源化等に係る事務は県が行っており、自治体間の情報共有が必ずしも十分になされていないケースが見受けられる。

表：建設リサイクル法に関する事務を行う市町村の比較（埼玉県の場合）（H19.4.1時点）

分別解体等の実施に関する事務を行う市町村 (建設部局)	再資源化等の実施に関する事務を行う市町村 (環境部局)
義務的建築主事	政令で定める市 (旧保健所設置市)
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	さいたま市、川越市
任意的建築主事	
春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	
限定的建築主事	
熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町	
その他	その他
残り 28 市町村：県の建設部局	残り 68 市町村：県の環境部局

- ※義務的建築主事
建築主事を置かなければならない市
- ※任意的建築主事
都道府県知事の同意を得て建築主事を置いている市
- ※限定的建築主事
規模の小さな建築物に関する事務等、一定の事務のみを行う建築主事を置いている市区町村

<自治体からの意見(アンケート調査より)>

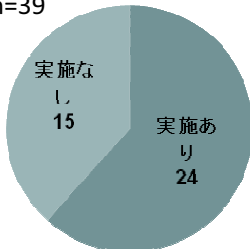
- 建設リサイクル法を所管する部局が建設部局と環境部局であり、建設工事の届出から再資源化等までの一連の流れについて、適正な手続き・処理がなされているか確認することが困難。**両部局間での情報共有の体制づくりが必要。**
- 現行の規定では、**行政組織間の情報提供による対応が個人情報取扱いの観点から妨げられることがあり**、対象工事への対応に支障がでる場合が想定される。

都道府県等における情報提供の取組

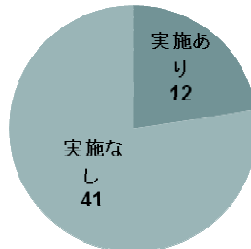
◎再資源化施設に関する情報提供の実施

- 一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。

都道府県
n=39



政令で定める市 n=53



インターネットによる情報提供
・26自治体
冊子又は文書による情報提供
・4自治体

注：建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。
政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

- 茨城県
建設工事で排出が予想される30品目について、HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介
- 横浜市
木くずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が発注する建設工事から排出する木くずについて、指定処分を行っている。

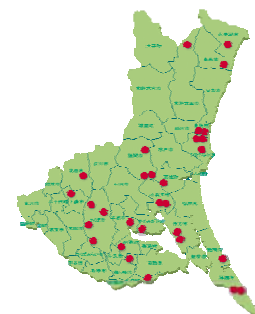


図 茨城県内建設廃棄物受入施設マップ
(建設発生木材処理施設)